

## 平成二十年度入学式式辞

学長 高村弘毅

桜花爛漫の本日、ここに立正大学学園総裁・日蓮宗管長・酒井日慈  
猊下をはじめ、熊谷商工会議所会頭・松本光弘様、多数のご来賓、  
ご父母・ご家族の方々・並びに大学関係者のご臨席のもと、平成二  
十年度の入学式を挙行出来ますことは、この上ない喜びに存じます。  
衷心よりお礼申し上げます。誠にありがとうございます。  
さて、新入生のみなさん、ご入学おめでとうございます。

今日より、皆さんの多くの方は生徒と呼ばれる世代から学生と呼  
ばれる世代仲間入りします。そして、教育の面では、定められた  
教科書の内容を学習指導要領という、いわばマニュアルに沿った形  
での誘導教育の学習環境から離れて、自分で作ったシナリオによる  
自律した修学生活に入ることになります。そこで立正大学では、諸  
君が大学生活へとスムーズに移行出来るように、初年次教育に十二  
分配慮した指導を行うように学部長を通してお願いしております。  
しかし、諸君にもまた自覚が必要です。大学は、志と学問探究の意  
欲を持った学生への快適な修学環境の提供や学習と研究の後押し、  
あるいはサポートなどをして、滲鬱串（みおうつくし）の役目は十

分果たしますが、諸君を強引に引つ張っていくようなところではありません。それは、大学とは自分に何をして下さるだろうか？と期待するところではないからであります。四年間大学に在籍している間に成人を迎える諸君が、その間、何を成し遂げたかが四年後の卒業時に問われるところであります。

今日から諸君は大学生です。成人の域に達していることには変わりありません。

最近、日本の成人としての年齢を欧米並みに二十歳以上から十八歳以上に引き下げようとする論議が自民党憲法審議会（中山太郎会長）や国会議員などで検討されております。二十歳以上を成人として民法に定めたのは、明治時代にフランスの民法や、中国の「礼記」を参考にしたともいわれておりますが、今なぜ十八歳成人論なのか？と疑問視する方も少なくありません。この根拠となっているのは、既に決定している「憲法改正手続き法」である「国民投票法」が原則十八歳以上に投票権を与えていることに伴う措置、あるいは多発する未成年者による犯罪対策などとして検討されているものと思われる。もし、十八歳成人説が民法上で成案化されたなら、皆さんの大方は、親の権利すなわち親権から独立し、法律的権利を得

ると同時に、民法、刑法、民事訴訟法などによる様々な法的義務を負うこととなります。これは人生経験の成熟度から診て十八歳は少年や未成年者でなく、自律と自己責任を十分執れる青年・成人として扱うべきであるとの考えからだと思います。その反面、社会が多様化したこの時代の人間寿命八十歳、九十歳のライフ・コースから考えてみますと、二十歳では行動責任を取れる年齢に達していない・・・との見方もできます。であれば、人生八十、九十歳の長寿時代からすれば、人生の3分の1の年代である三十歳から二十四歳のほうが成人年齢としては合理的であるという考えがあっても良いのかもしれません。人生五十年といわれた戦国時代の成人は、一般に十一歳から十七歳に元服（男子：加冠の儀、女子：髪上げの儀）させ、成人扱いしました。この時代では皆さんはとっくに成人扱いされていたこととなります。

この問題を考えるなかで思い出されるのは、

William Smith Clark 札幌農学校長が、就任後それまでであった細々した校規、校則は不要であるとして廃止し、新渡戸稲造達の学生に向かつて、*boys be ambitious* と訓辞し、校則の代わりに *be gentleman* の精神だけ忘れなければ十分であると言われたことであ

ります。それは、稲造伝記に残されておりますが、大学生もかくありたいものだと思っております。

結論としまして、人間は体型や行動生態だけでは成人か未成年かの判断できないことから年齢により定めることになりますが、本来、成人とは「モラルを備え、基礎的教養と豊かな感性を持ったエキスパート」、これこそが真の意味の成人ではないでしょうか。

立正大学が新ブランドヴィジョンとして、建学の精神を規範とした「モラリスト×エキスパートを育む」を掲げるに至りました教育理念もここにあります。

最後に、諸君がよき友を得、納得できる学生生活であり、かつ自己の存在意義を確立できることを心より祈念して式辞といたします。